

平成25年(行ウ)第10号 保育料減免変更処分取消請求事件

原告

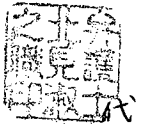
被告 仙台市

準備書面 (3)

平成26年3月14日

仙台地方裁判所第2民事部 合3係 御中

原告訴訟代理人弁護士 草場 裕之



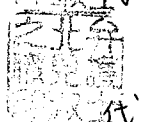
同 北見 淑之



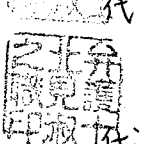
同 毛涯 梨恵



同 高橋 芳代子



同 宇部 雄介



- 1 被告は、「階段と梁の接合部の損傷及び専有部分と共用廊下との間の壁の損傷について、該当する部位の項目を「柱・耐久壁・基礎」とした第2回第1次調査票が誤っており、該当する部位の項目を「屋根・外部仕上」とした第1回第1次調査票及び第3回第1次調査票の認定が正当である」(被告第2準備書面5項(3))と主張する。
- 2 そして、被告第8準備書面により、①被告が行った3回の調査がいずれも第1次調査であること、②上記3回の調査にあたっての判断基準は、いずれも乙A4-1であること、③乙A4-1によれば、梁は、常に「柱・耐力壁・基礎」中の「柱」に該当することが明らかとなった。
- 3 そうすると、被告の立場に立って考えても、被告の主張する「階段と梁の接合部の損傷及び専有部分と共用廊下との間の壁の損傷」が、梁に生じているといえるならば、乙A4-1上「柱・耐力壁・基礎」の損傷となる結果、被告のいう第2回第1次調査票が正当となる一方、上記損傷が梁に生じてい

るといえないならば、被告の主張するとおり、被告のいう第2回第1次調査票が誤っていることに帰結する。

- 4 結局、被告の立場からは、上記損傷が梁に生じているといえるかどうかによって、被告のいう第2回第1次調査票の正誤が決まってくることになる。
- 5 これを本件についてみると、上記損傷は、被告も「階段と梁の接合部」といっているとおり、紛れもなく「梁」に生じている。「階段と梁の接合部」の損傷とは、明らかに、階段と梁がいずれも損傷を受けていることを意味するからである。

現に、被告は、第3回目の調査に際し、上記損傷を明確に「梁」の損傷としている（乙A10-2）。

- 6 したがって、被告がいくら上記損傷を「階段と梁の接合部の損傷及び専有部分と共用廊下との間の壁の損傷」などと言い換えようと、上記損傷は、紛れもなく「梁」に生じている。
- 7 よって、被告の立場に立って考えても、上記損傷は梁に生じているから、乙A4-1上「柱・耐力壁・基礎」の損傷となる結果、被告のいう第2回第1次調査票が正当となる。

その結果、本来正当である、被告のいう第2回第1次調査票を誤りであるとして行った被告による、り災証明書の判定替えも誤りであることに帰結し、本件処分は理由のない違法なものになる。

以 上